

## ◆診療科目

◇内科◇腎臓内科◇内分泌・代謝内科◇血液内科◇脳神経内科◇呼吸器内科◇消化器内科◇循環器内科◇緩和ケア内科◇小児科◇精神科◇外科◇消化器外科◇整形外科◇形成外科◇脳神経外科◇呼吸器外科◇心臓血管外科◇皮膚科◇泌尿器科◇産婦人科◇眼科◇耳鼻咽喉科◇頭頸部外科◇リハビリテーション科◇放射線診断科◇放射線治療科◇麻酔科◇救急科◇口腔外科◇病理診断科◇市民健診センター

## ◆休診日

土・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

## ◆受付時間(外来患者)

午前8時～午前11時30分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付にお申し出ください。

## ◆総合案内

受診する科がわからないときは、総合案内でおたずねください。

初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、1番の初診受付窓口へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

## ◆面会時間

平日、土・日曜日、休日等の午後1時～午後8時

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、面会を禁止しています。(令和4年4月現在)

## ◆駐車場

地上5階建て5層6段、自走式で205台収容できます。

## ◆駐車料金

受診者等……………駐車1回につき200円

受診者等以外の来院者…1時間までの駐車時間300円

1時間を超える駐車時間

午前7時から午後8時まで20分ごとに100円

午後8時から午前7時まで1時間ごとに100円

## ◆診療科目

◇内科◇血液内科◇神経内科◇消化器内科◇循環器内科◇小児科◇精神科◇外科◇消化器外科◇乳腺外科◇血管外科◇整形外科◇形成外科◇脳神経外科◇皮膚科◇泌尿器科◇産婦人科◇眼科◇耳鼻咽喉科◇リハビリテーション科◇放射線診断科◇放射線治療科◇麻酔科◇歯科◇口腔外科◇病理診断科◇救急センター◇集中治療室◇市民健診センター◇認知症疾患医療センター◇呼吸器センター(呼吸器内科、呼吸器外科)◇地域医療支援室

## ◆休診日

土・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

## ◆受付時間(外来患者)

午前8時～午前11時30分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出ください。

## ◆総合案内

受診する科がわからないときは、中央受付でおたずねください。初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、中央受付へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

## ◆面会時間

平日の午後1時～午後8時

土・日曜日、休日等の正午～午後8時

新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度中より面会禁止としています。

## ◆駐車場

24時間利用可

## ◆駐車料金

駐車3時間まで 1時間ごとに100円

3時間超えた場合 1時間ごとに200円

受診者など無料になる場合があります。

## ◆診療科目

◇内科◇循環器内科◇消化器内科◇呼吸器内科◇糖尿病・内分泌内科◇小児科◇外科◇呼吸器外科◇整形外科◇脳神経外科◇皮膚科◇泌尿器科◇婦人科◇眼科◇耳鼻いんこう科◇神経内科◇放射線科◇人工透析センター◇訪問看護ステーション◇健康診断センター

## ◆専門外来

ペースメーカー外来、禁煙外来、脈管外来、リウマチ外来、睡眠時無呼吸症候群外来、小児心理外来、小児言語療法外来、総合診療科・コロナウイルス後遺症外来

## ◆休診日

土曜日・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

※診療科によって休診の曜日がある為、事前にお問合せください。

※専門外来受診については、事前にお問合せください。

## ◆受付時間(外来患者)

午前7時30分～午前11時15分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出ください。

## ◆総合案内

受診する科がわからない時は、総合案内でお尋ねください。

初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、総合受付へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

## ◆面会時間(感染防止の為、時短・禁止の場合あり)

午後1時～午後8時(平日、土・日曜日、休日等、年末年始全て共通)

## ◆駐車場の利用

駐車1時間まで 100円 1時間超えた場合 30分毎50円

外来受診者は、無料となります。

# がん検診・各種健康相談・保健所の事業

## がん検診など

健康づくり推進課 ☎ 221-1579・☎ 251-0035

がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診を診療所・健診センター等で受けることができます。

- ◆対象者  
勤務先などで受診機会のない人
- ◆検診の種類

子宮頸がん検診	20歳以上女性 2年に1回	肺がん検診	40歳以上 (結核検診と一緒に実施)
胃がん検診	35歳以上	前立腺がん検診	50歳以上男性
乳がん検診	40歳以上女性 2年に1回	骨粗しょう症検診	30歳以上女性
大腸がん検診	40歳以上	歯周病検診	40歳以上

※胃がん検診は、X線撮影検査(バリウム)か内視鏡検査(胃カメラ)を選択できます。

※検診を受ける際には電話等で健診実施医療機関へ直接申し込んで受診時には保険証をお持ちください。

なお、健診実施医療機関の一覧表は「健診まるわかりガイド」または静岡市のホームページをご覧ください。  
[https://www.city.shizuoka.lg.jp/695\\_000109.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/695_000109.html)

- ◆健康手帳の交付  
健診結果の記入や自己の健康管理のため健康手帳を交付します。(20歳以上の方)

## 健康相談・介護予防相談

各保健福祉センター P 77 参照

健康の維持・増進、介護の必要な方の身体・心の健康、栄養、介護等の相談などを行っています。

地域リハビリテーション推進センター

☎ 249-3182・☎ 209-0103

- ◆運動器機能向上事業  
加齢に伴う体力の衰えや転倒に対する不安を解決するために、静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」を中心に介護予防に関する相談を行っています。

## 健康づくり・介護予防の教室

各保健福祉センター P 77 参照

健康づくりや介護等の教室を行っています。

- ◆食生活サポート講座  
生活習慣病予防のために、高血圧予防等テーマ別の講話や自分自身にあった食事の量・味付け等について、学びます。
- ◆元気で長生き栄養講座  
高齢期における低栄養予防やバランスのとれた食事について学びます。
- ◆元気アップ講演会  
転倒予防や認知症予防のため、日常生活の中で気をつけることを学びます。

## 生活衛生

保健所生活衛生課	☎ 249-3155(生活衛生)
	☎ 249-3158(薬務)
保健所清水支所	☎ 249-3159(医務)
	☎ 354-2214

- (1)ネズミ、蚊、ハエ、ゴキブリ、ダニなどの衛生害虫の相談
- (2)日常利用している飲み水の衛生などの相談
- (3)理容、美容、クリーニング業等の届出及び相談
- (4)医療従事者、栄養士等の免許申請

## 医療安全支援センター(ほっとはあと)

相談内容	受付日時	連絡先
医療に関する相談	電話相談 (月～金 祝日・ 年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～午後4時 ※面接相談は事前の 予約が必要です	保健所生活衛生課内 専用電話 ☎209-0311

## くすりの相談

受付日時	連絡先
月・水・金(祝日・年末年始を除く) 午前10時～正午、 午後1時～午後3時30分	(一社)静岡市薬剤師会 ☎283-9989 ☎283-7294
夜間(毎日)午後7時～午後11時	(一社)静岡市薬剤師会 ☎283-7294

## 食品衛生

保健所食品衛生課	☎ 249-3161
保健所清水支所	☎ 354-2384

- (1)飲食店営業などの許可申請および相談
- (2)食品衛生相談、食品の安全に関する問い合わせ
- (3)調理師、製菓衛生師などの免許申請

## エイズ・肝炎等の予防

保健所保健予防課 ☎ 249-3172

無料・匿名でエイズ・肝炎・性感染症の相談・検査を受けられます。肝炎検査は市内の医療機関でも受けることができます。検査日は、静岡市ホームページに掲載しています。

## 難病対策事業

保健所保健予防課 ☎ 249-3177 ・ ☎ 249-3153

保健所清水支所 ☎ 354-2153 ・ ☎ 353-4850

1. 指定難病医療費助成・特定疾患治療研究事業各種申請受付  
指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証の申請を受け付けます。対象疾患、対象者、助成条件などはお問い合わせください。
2. 難病患者等訪問相談事業  
在宅の患者や家族の方の在宅療養生活を支援したり、精神的負担の軽減を図るため、保健師等が、訪問相談を行っています。
3. 難病患者等介護家族リフレッシュ事業  
在宅で難病患者等を介護する家族の方の介護負担の軽減を図るため、在宅支援事業(滞在型訪問看護)と就学支援事業(医療的ケア)を利用した場合、その費用の10分の9を補助します。  
※在宅支援事業は、人工呼吸器を使用し、又は気管切開を伴い頻りに吸引を必要とする方に限ります。  
<お知らせ>

平成25年4月1日から、「障害者総合支援法」の対象に難病等が加わり、日常生活に一定の障害がある場合、障害福祉サービス等を受けられることになりました。

## 結核対策事業

保健所保健予防課 ☎ 249-3172

1. 結核検診(肺がん検診も同時に行っています)  
職場等で検診を受ける機会のない40歳以上の方を対象に、各町内で胸部レントゲン検診を実施しています。早期に結核を発見するため、65歳以上の方に受診券をお送りしています。また40歳~64歳の方で受診を希望する場合は、日程、会場を市ホームページでお知らせします。直接会場へお越しください。
2. 結核健康相談  
結核患者の家族・接触者等を対象に血液検査等による健康診断や、相談等を行っています。  
また、保健所は結核についての窓口になっていますので、心配なことがある場合にはご相談ください。
3. 結核医療費の公費負担  
結核と診断され治療を受ける場合、申請により医療費の補助が受けられます。
4. 結核患者服薬支援事業  
結核にかかった人が治療が完了するまで、保健師による服薬支援を行っています。

## 障害者歯科保健センター

歯と口の健康支援センター

☎ 249-3147 ・ ☎ 209-1063

心身に障がいのある方で一般の歯科診療所では治療が困難な方のための歯科支援施設です。歯科診療だけでなく、歯や口、食べることなどでお困りの方はお気軽にご相談ください。診療は予約制です。

所在地/葵区城東町24-1

(城東保健福祉エリア内保健所棟1階)

休館日/日曜日・月曜日・国民の祝日・休日・年末年始  
(12月29日~1月3日まで)

開館時間/午前8時30分~午後5時15分

## 訪問歯科診療支援事業

口腔保健支援センター ☎ 249-3175 ・ ☎ 209-1063

歯科医院へ通院することが困難な要介護者等を対象に歯科医師会所属の歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科診療等を行います。

◇対象 歯科診療所への通院が困難な方

◇診療費 原則として保険診療

## 地域リハビリテーション推進センター

リハ・パークしずおか

☎ 249-3182 ・ ☎ 209-0103

障がいがあっても、高齢になってもいつまでも自分らしく生活するために、「食事」「入浴」「排せつ」等日常生活の行為の自立について、作業療法士や理学療法士が介護やリハビリ、生活環境を整えるための相談に応じます。また、福祉用具などを体験していただくこともできます。相談には事前予約が必要です。

休所日/土曜日・日曜日・国民の祝日・休日・年末年始

(12月29日~1月3日まで)

開所時間/午前8時30分~午後5時15分



城東保健福祉エリア  
(保健所棟・保健福祉複合棟)  
葵区城東町24-1

- ・保健所生活衛生課
  - ・保健所食品衛生課
  - ・保健所保健予防課
  - ・精神保健福祉課
  - ・口腔保健支援センター
  - ・歯と口の健康支援センター
  - ・地域リハビリテーション推進センター
- は城東保健福祉エリア内にあります。

# 高齢者福祉

高齢者福祉課 ☎ 221-1201 ・ ☎ 221-1090

## 《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1089 ・ ☎ 221-1079
駿 河 区	☎ 287-8678 ・ ☎ 287-8708
清 水 区	☎ 354-2162 ・ ☎ 354-3131
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

## 高齢者の相談窓口

高齢者の保健、福祉に関する相談を窓口で受け付け、総合的に支援します。窓口は、各区福祉事務所高齢介護課のほか、市内の各地域包括支援センター・各保健福祉センターにあります。

## 老人福祉センター

市内に住む60歳以上の方が利用できます。健康増進事業、教養講座、レクリエーション等を実施しています。また、書道や絵画などの同好会活動等にも参加できます。

名 称	住 所	電 話
鯨ヶ池老人福祉センター	葵区下951番地の1	294-9778
長尾川老人福祉センター	葵区長尾117番地	265-1415
小鹿老人福祉センター (健康文化交流館来・こ内)	駿河区小鹿二丁目25番45号	202-4300
用宗老人福祉センター	駿河区用宗五丁目21番10号	257-2022
清水中央老人福祉センター	清水区宮代町1番1号	371-0293
清水船越老人福祉センター	清水区船越二丁目9番26号	352-5505
清水折戸老人福祉センター羽衣荘	清水区折戸四丁目8番53号	336-3117
蒲原老人福祉センター	清水区蒲原神沢1363番地の4	388-3186

## 世代間交流センター

高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流の場です。

名 称	住 所	電 話
清水北部交流センター	清水区八坂町2110番地の2	364-8902
清水南部交流センター	清水区駒越南町9番50号	335-0609
由比交流センター	清水区由比北田450番地	376-0435

## 老人憩の家

高齢者のふれあいと憩いの場です。

名 称	住 所	電 話
清水東部老人憩の家	清水区興津中町1288番地	369-5513
清水老人憩の家清開きらく荘	清水区清開二丁目1番1号	334-1241

## 高齢者生活福祉センター

山間地域で、福祉や介護のサービス等を提供するための施設です。

名 称	住 所	電 話
井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133番地の2	260-2227
大川高齢者生活福祉センター	葵区日向10番地	206-5880
梅ヶ島高齢者生活福祉センター	葵区入島246番地	207-4477

## 理容・美容サービス

介護保険で要介護3～5に認定された外出困難な65歳以上の方の自宅を訪問して頭髪のカットのみを行います。利用回数は年2回、1回あたり500円の自己負担があります。

## 紙おむつ支給サービス

介護保険で要介護4、5に認定された65歳以上の在宅の方に、高齢者用の紙おむつ引換券を支給します。(要介護1～3の方で特に排泄機能に支障があると認められる場合にも支給します。その他にも支給要件があります)

## 配食型見守りサービス

原則65歳以上のひとり暮らしや緊急対応が困難な方と同居している高齢者などの世帯で、日常的に食事の準備に支障がある(調理・買い物が困難な)方に、週5食まで(昼食または夕食)1日1回の内容で、配食を通して安否の確認を行います。食事は自己負担です。

## 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしや緊急対応が困難な方と同居している高齢者などの住まいに電話回線を利用した緊急通報装置を設置します。(アナログ回線のみ)

対象要件があるほか、1日10円程度の自己負担があります。

## 自動消火器給付サービス

65歳以上のひとり暮らしの方などに自動消火器を給付します。(支給要件があります)

## はり・きゅう・マッサージ施術費助成

75歳以上の方を対象に、3,000円相当の施術を協力施術者と市が1,000円ずつ助成します。1,000円程度+材料費等の自己負担があります。(3,000円を超えた金額は自己負担になります)

## S救(エスキュー)セット配付

原則65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・服薬情報等を記入するカードが入った筒を配付し、緊急時の迅速な対応に活かします。自己負担はありません。

# 地域包括支援センター(愛称:まるけあ)

地域包括ケア推進本部 ☎ 221-1203 ・ ☎ 221-1577

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、①～④の支援内容で、介護・保健・医療・福祉など様々な面から総合的に支えます。

## ①介護・保健・医療・福祉などの総合的な相談

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護や介護予防に関する悩みに対応します。

## ②自立して生活できるような支援

要支援1・2と認定された方への支援や、介護予防が必要な方への支援を行います。(利用者と一緒に介護予防ケアプランの作成などを行います)

## ③高齢者の権利を守るための相談・支援

高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見と防止、消費者被害の防止などに対応します。

## ④高齢者が住みやすい地域づくり

地域のケアマネジャーの指導・支援のほか、様々な機関とのネットワークづくりに力を入れ、高齢者のみなさんを支えます。

地域包括支援センター名	呼称	所在地(設置場所)	電話番号(054)	FAX番号(054)	主な対象区域	
葵区	1 城西	まるけあ城西	葵区駒形通四丁目11-15	204-3335	204-3336	駒形、新通、田町
	2 安西番町	まるけあ安西番町	葵区安西三丁目20	204-2626	204-2627	安西、番町
	3 城東	まるけあ城東	葵区安東二丁目13-1	295-9993	295-9773	葵、安東
	井川	—	葵区井川1133-2 ※窓口機能のみ(静岡市井川高齢者生活福祉センター内)	260-2227	260-2228	井川
	4 伝馬町横内	まるけあ伝馬町横内	葵区音羽町7-18KGMビル103号室	207-8111	207-8112	伝馬町、横内
	5 城北	まるけあ城北	葵区竜南二丁目1-38	292-6450	292-6280	麻機、竜南、城北
	6 千代田	まるけあ千代田	葵区沓谷六丁目20-1ル・シエル101	207-8602	207-8603	千代田、千代田東
	7 長尾川	まるけあ長尾川	葵区瀬名一丁目16-8ロジューマン21 1-A号室	265-9511	265-9512	北沼上、西奈南、西奈
	8 美和	まるけあ美和	葵区与左衛門新田74-6(楽寿の園内)	296-1100	296-9355	足久保、美和、安倍口
	9 賤機	まるけあ賤機	葵区昭府二丁目7-17	251-7772	251-7773	井宮、井宮北、賤機南
	10 安倍	まるけあ安倍	葵区俵沢38-1	294-8400	294-8411	梅ヶ島、大河内、玉川、松野、賤機北、賤機中
	11 服織	まるけあ服織	葵区羽鳥六丁目4-3スニップビル1階	659-8585	659-8587	服織、服織西、南藁科
12 藁科	まるけあ藁科	葵区富沢1542-46(ラポーレ駿河内)	270-1804	270-1713	中藁科、清沢、大川	
駿河区	13 小鹿豊田	まるけあ小鹿豊田	駿河区小鹿一丁目1-24(小鹿苑内)	284-0284	284-1286	東源台、東豊田、西豊田
	14 八幡山	まるけあ八幡山	駿河区有東二丁目12-10	202-6677	286-9888	森下、富士見
	15 大谷久能	まるけあ大谷久能	駿河区大谷二丁目24-25(シーサイド大谷内)	236-0778	236-0776	大谷、久能
	16 大里中島	まるけあ大里中島	駿河区中野新田349-1(エン・フレンテ内)	280-4970	289-2274	大里西、中島
	17 大里高松	まるけあ大里高松	駿河区登呂五丁目9-22	203-3385	203-3422	中田、大里東、宮竹、南部、富士見の一部
	18 長田	まるけあ長田	駿河区みずほ二丁目12-7	268-5080	257-7257	長田東、長田南、川原
	19 丸子	まるけあ丸子	駿河区丸子二丁目4-16	270-8720	270-8721	長田北、長田西
清水区	20 港北	まるけあ港北	清水区本郷町5-8セブンスターマンション1階	371-0296	371-0315	辻、江尻、袖師
	21 興津川	まるけあ興津川	清水区承元寺町1341(白扇閣内)	369-3482	369-5361	興津、小島
	22 両河内	まるけあ両河内	清水区和田島688	343-1515	396-3711	両河内
	23 港南	まるけあ港南	清水区洪川三丁目8-27ヴィアレスポワール101	625-6663	625-6652	入江、浜田、清水
	24 岡船越	まるけあ岡船越	清水区船越一丁目1-1	376-6651	376-6652	岡、船越
	25 高部	まるけあ高部	清水区柏尾387-2(柏尾の里内)	347-5271	347-5273	高部
	26 飯田庵原	まるけあ飯田庵原	清水区石川本町5-7	364-6631	364-6681	飯田、庵原
	27 松原	まるけあ松原	清水区宮加三19-1エルヴァスB	337-0500	337-0533	不二見、駒越、折戸、三保
	28 有度	まるけあ有度	清水区長崎新田296-5	344-7721	344-7730	有度
	29 蒲原由比	まるけあ蒲原由比	清水区蒲原721-4(白銀すこやかセンター内)	385-5595	385-0017	蒲原、由比
		清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	376-0417	376-0416		

静岡市健康長寿のまち専用ウェブサイト「まるけあ」を開設しました。

「まるけあ」とは、高齢者が健康な時から介護が必要になる時までをまるごと支援(ケア)する情報サイトです。

静岡市健康長寿のまち専用ウェブサイト



まるけあ

https://marucare.net

## S型デイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の集会所等で行う介護予防のためのミニデイサービスです。地域の方が運営スタッフとなり、地域の交流の場として参加できます。利用回数は月2回程度です。

### ◎静岡市社会福祉協議会各区地域福祉推進センター

葵区: ☎249-3183 ☎209-0128

駿河区: ☎280-6150 ☎286-9545

清水区: ☎371-0292 ☎367-2460

## 介護予防・日常生活支援総合事業

<利用できる人>

- 要支援1,2の認定を受けている方
- 基本チェックリストにより事業対象者となった方
- ※基本チェックリストは地域包括支援センターで行います。

<利用できるサービス>

- 訪問型サービス、通所型サービス、配食見守りサービス など

<利用方法>

- 介護サービスと同様に、ケアマネジャーによるケアプランの作成が必要となります。

利用を希望される方は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険課 ☎ 221-1202 ・ FAX 221-1298

## 《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1180 ・ FAX 221-1079
駿 河 区	☎ 287-8679 ・ FAX 287-8708
清 水 区	☎ 354-2110 ・ FAX 354-3166
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ FAX 385-3110

## 介護保険制度

### ◆介護保険制度とは

介護を社会全体で支え、利用者自身が選択した介護サービスを安心して受けられる制度です。加入者は40歳以上の人で、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険加入者を第2号被保険者といいます。

### ◆介護サービスを受けられるのは

65歳以上の人で、寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする状態になったときは、介護サービスを受けることができます。40歳から64歳の人でも、加齢に伴う疾病(法律で定められた16種類の疾病)によって介護や支援が必要となったときには、介護サービスの対象となります。

介護サービス利用時の自己負担割合は原則1割ですが、所得が一定以上ある65歳以上の人についての自己負担割合は2割または3割です。

## 介護保険の手続きなど

### ◆被保険者証の送付

被保険者証は、65歳以上の第1号被保険者全員に交付されます。65歳の誕生日までに本人あて郵送します。なお、第2号被保険者は、要介護(要支援)認定を受けた際に交付します。

### ◆転入・転出などの届出方法

戸籍住民課窓口で手続き後、次の手続きをしてください。

相談内容	必要な手続き	持ち物	届出窓口
静岡市内へ転入	・被保険者証交付(要介護認定者)	前住所地の受給資格証明書(要介護認定者)	各福祉事務所 高齢介護課 (蒲原地区・由比地区は蒲原出張所)
静岡市外へ転出	・受給資格証明書の交付 ・被保険者証返却	被保険者証	
静岡市内で住所異動・氏名変更	・被保険者証訂正	被保険者証	
死亡	・被保険者証返却	被保険者証	
被保険者証の破損・紛失	・被保険者証再交付		

## 介護保険料

### ◆第1号被保険者の保険料(65歳以上の人介護保険料)

前年の所得に基づいた所得段階ごとに、個人の定額の保険料となります。

### ◆第2号被保険者の保険料分の納付方法

(40歳から64歳までの人の介護保険料)

加入している医療保険の保険料と介護保険料分を合わせて医療保険料として納めていただきます。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

要 件		保険料率	年額保険料	保険料段階	
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人					
本人が市民税非課税	同じ世帯に いる人 全員が 市民税 非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円以下の人	×0.3 (注1)	22,700円	第1段階
		本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円より多く120万円以下の人	×0.5 (注1)	37,900円	第2段階
		第1段階、第2段階のいずれにも該当しない人	×0.7 (注1)	53,100円	第3段階
	同じ世帯に 市民税 課税者が いる人	本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円以下の人	×0.9	68,300円	第4段階
	第4段階に該当しない人	×1.0	75,900円	第5段階 (基準額)	
本人が市民税課税		本人の前年の合計所得金額(注2)が120万円未満の人	×1.2	91,000円	第6段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が120万円以上210万円未満の人	×1.3	98,600円	第7段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が210万円以上320万円未満の人	×1.5	113,800円	第8段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が320万円以上400万円未満の人	×1.7	129,000円	第9段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が400万円以上500万円未満の人	×1.8	136,600円	第10段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が500万円以上600万円未満の人	×2.0	151,800円	第11段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が600万円以上700万円未満の人	×2.1	159,300円	第12段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が700万円以上850万円未満の人	×2.25	170,700円	第13段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が850万円以上1,000万円未満の人	×2.35	178,300円	第14段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が1,000万円以上の人	×2.5	189,700円	第15段階

(注1)第1段階から第3段階は、公費により軽減しています。

(注2)給与所得または公的年金等所得がある場合は、これらの所得の合計額から10万円を控除した額、土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の額を用います。

※年額保険料=基準額(第5段階)×保険料率

### ◆第1号被保険者の保険料の納付方法

「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。年度途中で保険料段階が変更となった人などは、特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

### ◆特別徴収…老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が年額18万円以上の人

・4月から翌年2月までの年6回、年金支給日に年金から差し引かれます。

### ◆普通徴収…老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が年額18万円未満の人、年度途中で65歳になった人、静岡市に転入した人、年金を担保に借入した人、年度途中で保険料額に変更があった人

・7月から翌年2月までの年8回に分けて、納付書により、金融機関、コンビニ等にて納付します。「キャッシュレス決済」アプリ(LINE Pay、Pay Pay、d払い、J-Coin、au PAY)を利用して納付することもできます。

・便利で確実な口座振替をおすすめします

納入通知書、預貯金通帳、通帳届出印を持って、金融機関へ申し込みをしてください。口座振替の開始は、申込日の翌月以降となります。

### ◆介護保険料の減免制度について

#### ○対象者

収入が少ない等の理由で介護保険料の納付が困難な人に対して、次の基準にすべて該当する場合は、減額を行っています。

- ①現在、生活保護を受けていないこと。
- ②世帯員全員の収入の合計が生活保護の「基準生活費」以下であること。
- ③世帯全員の資産(預貯金等)の合計が基準生活費の12倍を超えていないこと。

○減額割合

保険料を第1～第3段階の人は半額に減額。第4～第15段階の人は段階に応じ所定の割合を減額。

○申請方法

申告制。介護保険課または各福祉事務所の高齢介護課に申請書及び必要書類を提出。

○その他

災害により財産に著しい損害を受けたとき、失業などにより収入が著しく減少したときは、減免が適用される場合があります。詳しくは介護保険課または各福祉事務所の高齢介護課へお問い合わせください。

## 介護サービスの種類

### ◆居宅サービス

介護サービス (要介護1～5の人が利用できます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護(デイサービス)</li> <li>・通所リハビリテーション(デイケア)</li> <li>・短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・短期入所療養介護(ショートステイ)</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具購入</li> <li>・住宅改修</li> <li>・居宅介護支援(ケアマネジメントサービス)</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
介護予防サービス (要支援1,2の人が利用できます) ※要支援2の人のみ利用できます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)</li> <li>・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・特定介護予防福祉用具購入</li> <li>・介護予防住宅改修</li> <li>・介護予防支援(ケアマネジメントサービス)</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)※</li> </ul>

### ◆施設サービス

要介護1～5の人が利用できます ※原則、要介護3以上の人のみ利用できます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設※</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※</li> </ul>
---	---

## サービスを利用するためには

### ◆要介護認定申請が必要です。

申請窓口…各福祉事務所高齢介護課/葵区役所井川支所/清水福祉事務所 蒲原出張所

居宅介護支援事業者、介護保険施設や地域包括支援センター、社会保険労務士に申請を代行してもらうこともできます。

### ◆用意するもの

- ・介護保険被保険者証(桃色の保険証)
- ・診察券(主治医が総合病院の方のみ)
- ・医療保険被保険者証

認定申請後、市の調査員または委託先の調査員が認定調査に伺います。調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査判定します。通常、申請した日から30日以内に認定結果を通知します。要介護や要支援の認定を受けた場合は、介護サービスを受けることができます。

## 介護サービスの利用者負担

### ◆居宅サービスの利用限度額

居宅サービスは状態区分ごとに、サービスを利用できる1か月当たりの利用限度額が決められています。

状態区分	1か月の利用限度額(10割)	利用者の負担額(1割)	利用者の負担額(2割)	利用者の負担額(3割)
要支援 1	50,320円分のサービス	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円分のサービス	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円分のサービス	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円分のサービス	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円分のサービス	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円分のサービス	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円分のサービス	36,217円	72,434円	108,651円

### ◆施設サービスの利用料

施設サービスを利用するには介護サービス費用(1割～3割)の他、食費、居住費、日常生活費がかかります。

・利用日額の目安(要介護3・多床室1割負担の場合)

施設利用者負担
①介護老人福祉施設 1日732円
②介護老人保健施設 1日923円
③介護療養型医療施設 1日1,054円
④介護医療院 1日1,203円

※食費、居住費、日常生活費は各施設によって異なります。

※介護サービス費用、食費、居住費については利用者負担の軽減制度があります。

※利用者負担額は要介護度によって異なります。

## 非該当となった場合のサービス

要介護、要支援の認定が受けられなかった場合でも、利用できるサービスがあります。

### ◎福祉サービス《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1089
駿 河 区	☎ 287-8678
清 水 区	☎ 354-2162

P 68,69 参照。

# 低所得者等に対する利用者負担の軽減

## 1. 負担限度額認定証の交付

所得に応じて居住費(滞在費)・食費の負担限度額を記載した認定証を交付し、低所得者の負担を軽減します。

### 居住費(滞在費)・食費の負担限度額

利用者負担額	所得の状況	食費		居住費(滞在費)					
		施設入所	短期入所	ユニット型個室	ユニット型個室多床室	従来型個室福祉施設	老健医療施設 療養型	多床室福祉施設	老健医療施設 療養型
国が定める基準費用額		1,445円		2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人	300円		820円	490円	320円	490円		0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で年金収入額(非課税年金含む)とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	420円	490円		370円
第3段階	① 世帯全員が市民税非課税で年金収入額(非課税年金含む)とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円		370円
	② 世帯全員が市民税非課税で年金収入額(非課税年金含む)とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	1,360円	1,300円						
第4段階	市民税課税世帯の人	*第4段階の人には適用されません *入所する施設によって金額は異なります							

※1は介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、短期入所生活介護の場合。  
※2は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

(注)配偶者(住所は問いません)の課税状況及び所得、預貯金なども勘案されます。そのため申請者本人が市民税非課税であっても、軽減の対象とならない場合があります。

## 2. 高額介護サービス費などの支給

世帯ごとの利用者負担(介護サービス利用料の1割~3割)の合計額が高額となり、次の金額を超えた場合は、高額介護サービス費などを支給します。

所得の区分	上限額(月額)
生活保護を受給している人	15,000円(個人)
世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している人	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円(個人)
世帯全員が市民税非課税の人	24,600円(世帯)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯の65歳以上の人の課税所得が380万円未満の世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯に65歳以上で課税所得が380万円以上690万円未満の人がいる世帯	93,000円(世帯)
世帯のどなたかが市民税課税で、同じ世帯に65歳以上で課税所得が690万円以上の人がいる世帯	140,100円(世帯)

## 3. 居宅サービス利用のための助成制度

対象者	市民税非課税世帯で世帯全員の収入等が基準生活費以下と認められる人
助成額	1ヵ月に利用した居宅サービスの自己負担額が3,000円を超える場合に、超えた額の1/2を助成
申請	利用したサービスの領収証や世帯の収入がわかる書類等を添えて、利用した月の翌々々月末日までに市に申請してください。(例:4月に利用した分は7月31日が申請期限となります)

## 4. 社会福祉法人などによる利用者負担の減額

社会福祉法人などのサービスの利用者のうち、市民税非課

税世帯で、かつ「特に生計が困難な人」は、利用料、食費、居住費などが75/100(高齢福祉年金受給の方は50/100)に軽減されます。生活保護受給者等については、個室の居住費が100/100軽減されます。対象となるサービスや要件、必要な書類などについて、詳しくは各区高齢介護課または介護保険課までお尋ねください。

## 5. 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額の年額(8月から翌年7月まで)が、表の限度額を超える場合、申請によりその超えた分について給付される制度です。7月31日に加入している医療保険者で支給金額を計算し、各医療保険者・介護保険者からそれぞれ支給されます。(ご加入の医療保険者が申請窓口となります。)

### 合算した場合の自己負担限度額(年額:8月~翌年7月)

国民健康保険または被用者保険に加入で、70歳未満の被保険者がいる世帯

所得区分		自己負担限度額
国保 健保	基礎控除後の所得901万円超 標準報酬月額83万円以上	212万円
国保 健保	基礎控除後の所得 600万円超~901万円 標準報酬月額53~79万円	141万円
国保 健保	基礎控除後の所得 210万円超~600万円 標準報酬月額28~50万円	67万円
国保 健保	基礎控除後の所得210万円以下 標準報酬月額26万円以下	60万円
世帯全員が市民税非課税		34万円

・後期高齢者医療制度に加入

・国民健康保険または被用者保険に加入で、被保険者全員が70歳以上の世帯

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	課税所得145万円~	67万円~212万円
一般所得者		56万円
世帯全員が 市民税非課税	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

## 相談窓口

### 《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区 ☎ 221-1180 ・ ☎ 221-1079

駿 河 区 ☎ 287-8679 ・ ☎ 287-8708

清 水 区 ☎ 354-2110 ・ ☎ 354-3166

蒲原出張所 ☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

◆各居宅介護支援事業者

◆介護相談員

施設などを訪問し、利用者の相談などに応じます。

詳しくは、介護保険課総務係(221-1202)へ

◆静岡県国民健康保険団体連合会 ☎ 253-5590

◇広域で事業を展開するサービス事業者に対する苦情対応

◇静岡市で苦情対応が困難な場合

◆静岡県介護保険審査会 ☎ 221-3395

◇県に設置され、市町の行った処分に対する不服申立ての審理、裁決を行います。

## その他の相談窓口

◆地域包括支援センター P69



# 心身に障がいのある方に

●知的障がい、身体障がい、精神障がいのある方のサービスについて(子どもを含む)

## 《各福祉事務所 障害者支援課》

葵 区	☎ 221-1099 ・ ☎ 254-6322
駿 河 区	☎ 287-8690 ・ ☎ 287-8660
清 水 区	☎ 354-2106 ・ ☎ 352-0323
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

## 手帳の交付

心身に障がいのある方に交付します。この手帳により各種行政サービスや税制上の優遇措置等を受けることができます。

- 身体障害者手帳……………(赤色)
- 療育手帳……………(緑色)
- 精神障害者保健福祉手帳……………(青色)

## 手当等

障がいの状況により手当等が支給されます。

認定基準や金額など、詳しいことは各福祉事務所障害者支援課までお問い合わせください。

名 称	対 象
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の子どもを監護している方
特別障害者手当	重度障がい重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある方
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がいのある子ども
静岡県重度心身障害児扶養手当	身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aを有する20歳未満の在宅の子どもを監護している方
心身障害者扶養共済制度(任意加入)	①知的障がいのある方 ②身体障害者手帳1～3級の方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で①又は②と同程度と認められる方



## 医療費の助成

障がいのある方を対象とした次のような医療費の助成制度があります。

名 称	対 象
重度心身障害者医療費助成	心身に障がいのある方が疾病により治療を受けたときの保険診療分の自己負担金及び訪問看護における基本利用料を助成します。ただし、内部障害3級及び65歳以上で市民税課税世帯の方は、一部支給制限があります。 【対象】 ①身体障害者手帳1級・2級及び内部障害3級の方 ②療育手帳Aの方 ③特別児童扶養手当1級の受給資格者 ④療育手帳B、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかをもち6歳以下かつ小学校就学前の方 ⑤重度心身障害児扶養手当の受給資格者のうち所得制限により特別児童扶養手当支給停止の方 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方
入院医療費助成	精神科病床に1か月を超えて入院している方に、月単位で自己負担の一部(上限10,000円)を助成します。
自立支援医療費(更生医療、精神通院医療)	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自己負担が原則1割に軽減されます。ただし、所得に応じて利用者負担上限月額が設定されます。

## 障害者総合支援法による自立支援給付

(自立支援医療費は「医療費の助成」の欄で紹介しています) 次のような障害福祉サービスを利用するときは、担当窓口  
に支給申請をしてください。調査の上、サービスの支給を決定  
した後、受給者証を交付します。

※平成25年4月1日から難病患者もサービスを利用できるようになりました。

◆訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、短期間一時的に施設での介護等を受けるサービスです。

介護給付費	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所(ショートステイ)

◆日中活動系サービス…通所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

介護給付費	生活介護
	療養介護
訓練等給付費	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型)
	就労継続支援(B型)
	就労定着支援
	自立生活援助

◆居住系サービス…入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

介護給付費	施設入所支援
訓練等給付費	共同生活援助(グループホーム)

◆地域相談支援…住居の確保などの地域生活に移行するための相談支援や単身障がい者の常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などの相談支援を行います

地域相談支援給付費	地域移行支援
	地域定着支援

◆その他の自立支援給付

計画相談支援給付費	障がいのある方が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直しを行った場合に支給します。
補装具費	身体障がいのある方(子ども)に対し、補装具の購入・借受・修理費用を支給します。(原則、かかった費用の1割の自己負担あり)
高額障害福祉サービス等給付費	障害福祉サービス、介護保険の介護給付等対象サービスの自己負担額の合計が著しく高額であるときに支給します。特定の障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合、利用者負担の一部を支給します。
特定障害者特別給付費	施設入所支援または、共同生活援助を利用する低所得者に対し、食費・居住費等の自己負担分を軽減するために支給します。
療養介護医療費	療養介護のうち、医療に係るものを受けたときに支給します。

援助や相談、情報提供、住宅入居等支援を行います。

○静岡市支援センターなごやか

葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階  
☎249-3189 ☎209-0163

○静岡市支援センターみらい

駿河区曲金三丁目1-30 南部保健福祉センター3階  
☎285-8871(電話相談) ☎285-8870

○はーとばる

清水区村松原三丁目14-8 ☎337-1746 ☎336-7655

◆手話通訳者、要約筆記通訳者派遣事業

聴覚障がいのある方などが官公庁、病院、学校にでかけるときなどで、意思の疎通に支障がある場合に派遣します。

◆日常生活用具費の助成

障がいのある方に対し、障がいの種類と程度に応じ、各種用具の購入費用を助成します。

◆移動支援事業

屋外等での移動が困難な障がいのある方に対し、移動支援の利用に要する費用の一部を助成します。

◆地域活動支援センター

障がいのある方等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

○静岡光の家LASC

駿河区馬淵四丁目10-18 ☎・☎285-5473

○ゆあマイン

駿河区富士見台一丁目16-18 ☎266-4471・☎266-4472

○静岡市支援センターなごやか

葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階  
☎249-3189 ☎209-0163

○静岡市支援センターみらい

駿河区曲金三丁目1-30 南部保健福祉センター3階  
☎285-8871(電話相談) ☎285-8870

○はーとばる

清水区村松原三丁目14-8 ☎337-1746 ☎336-7655

◆福祉ホーム事業

低額な料金で、住居を求めている心身障がいのある方に対し、居室その他の施設を提供し、日常生活上の援護を行います。

○ワーク春日

(定員6人) 葵区春日三丁目3-10

☎221-1630 ☎221-1631

○ピロスのいえ

(定員10人) 駿河区新川一丁目18-1

☎654-2800 ☎654-2801

○ピロスのいえ馬淵

(定員10人) 駿河区馬淵二丁目9-13

☎654-2800 ☎654-2801

◆盲人ホーム事業

マッサージ、はり、きゅう師の免許をもっている視覚障がいのある方で、雇用されることが困難な人に、必要な技術指導を行います。

○静岡医療福祉センター「ライトホーム」

駿河区曲金五丁目3-30 ☎282-2944 ☎287-7982

◆訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある方のお宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

◆日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、施設における日中の一時的な見守り、その他の支援に要する費用の一部を助成します。

◆身体障害者運転免許取得費補助事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

◆身体障害者自動車改造費補助事業

肢体不自由1~2級の障がいのある18歳以上の方に対し、自らが所有し、運転する自動車の改造費を補助します。

◆点字広報・声の広報等

「点字広報」「声の広報」「点字市議会だより」「声の市議会だより」を提供します。

◆発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障がいなどの発達障がいのある方に対し、相談支援、発達支援及び就労支援などを行います。

○静岡市発達障害者支援センター「きらり」

駿河区曲金五丁目3-30 ☎285-1124 ☎285-1125

## 児童福祉法による障害児施設給付

次のような児童福祉サービスを利用するときは、担当窓口  
に支給申請をしてください。調査の上、サービスの支給を決定  
した後、受給者証を交付します。

◆通所サービス

障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援

◆相談サービス

相談支援給付	障害児相談支援
--------	---------

## 障害者総合支援法による 地域生活支援事業(主なもの)

◆障害者等相談支援事業(知的障害)

知的障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用  
援助や相談、情報提供、療育支援を行います。

○サポートセンターコンパス北斗

葵区慈悲尾180 ☎278-7828 ☎277-3019

○アグネス静岡

葵区城北117 ☎249-2833 ☎249-2831

○静岡済生会療育センター令和地域支援・相談室

「やさしい街に」

駿河区曲金五丁目3-30 ☎・☎285-0789

○障害者相談支援センターわだつみ

清水区駒越西二丁目10-10 ☎335-1031 ☎335-7821

◆障害者等相談支援事業(身体障害)

身体障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用  
援助や相談、情報提供を行います。

○障害者生活支援センター城東

葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟1階

☎249-3222 ☎209-0230

○ひまわり事業団ピアサポート

駿河区曲金五丁目4-58 ☎287-5588 ☎287-4922

○清水障害者サポートセンターそら

清水区庵原町219-18 ☎366-7781 ☎366-7780

◆障害者等相談支援事業(精神障害)

精神障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用

## その他の福祉サービス

紙おむつの支給	<p>在宅の重度障がいのある方に紙おむつ券を交付します。年間200円券最大120枚</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>①身体障害者手帳1～2級 ②療育手帳A ③特別児童扶養手当1級の方 ※①～③のいずれかに該当する方で所得税非課税世帯(高齢者の紙おむつ受給者、生活保護受給者は対象外)</p>
タクシー利用料金の助成	<p>在宅の重度障がいのある方の社会参加の促進、生活圏の拡大を目的にタクシー利用券を交付します。年間550円券最大24枚(車いす用タクシー利用券の場合、年間500円券最大48枚)</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>①身体障害者手帳1～2級(視覚障がい、肢体障がい、内部障がい)の方 ②療育手帳Aの方</p> <p><b>【対象外】</b></p> <p>①聴覚、音声言語、そしゃく機能障がいのある方 ②施設入所者 ③3か月以上の長期入院者 ④自動車税または軽自動車税の減免を受けている方</p> <p><b>【車いす用タクシー券】</b></p> <p>補装具として電動車いす、リクライニング式車いす、ティルト式車いすの費用の支給を受けている方、または介護保険で同仕様の車いすのレンタルをされている方で、障害の級別が1～3級(下肢障がい又は体幹障がいに限る)の方は、車いす用タクシー利用券の交付も受けられます。</p>
重度身体障害者住宅改造費補助	<p>重度障がいのある方が、住宅の生活環境改善を図るため、住宅を改造するとき、80～100万円を限度として助成します。ただし、所得等により支給制限があります。</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>下肢または体幹、視覚障がいのある方で、身体障害者手帳1～2級の方</p> <p><b>【受付】</b></p> <p>静岡市社会福祉協議会 葵区地域福祉推進センター ☎249-3183 清水区地域福祉推進センター ☎371-0305</p>
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語及び健全な発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成します。</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>以下の全てを満たす方。</p> <p>①18歳未満の児童。 ②両耳の聴力レベルが30dB以上、70dB未満。 ③身体障害者手帳の交付を受けていない。 ④専門医に補聴器を装用することにより言語の習得等の効果が一定程度期待できると判断されたこと。</p> <p><b>【助成対象】</b></p> <p>軽度中等度難聴用補聴器、高度難聴用補聴器、重度難聴用補聴器(ポケット型、耳かけ型)、耳あな型補聴器(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式補聴器(ポケット型、眼鏡型)、FM型受信機、FM型ワイヤレスマイク、オーディオチューン、イヤーマールド</p> <p><b>【助成額】</b></p> <p>補聴器の購入に要した費用の額(基準額に達した際は基準額)の3分の2に相当する額。</p>
交通費助成	<p>精神障がいのある方の生活圏を拡大することにより社会参加を促進することを目的として、交通費を助成します。電車・バスの利用実績に応じ年6,000円上限。</p> <p><b>【対象】</b></p> <p>精神障害者手帳1～3級の方</p> <p><b>【対象外】</b></p> <p>身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方。</p>

## 地域リハビリテーション推進センター (リハ・パークしずおか)

(身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所)

☎ 249-3182 ・ ☎ 209-0103

地域リハビリテーション推進センターは、身体障害者手帳、療育手帳の作成や福祉事務所が行う身体・知的障害者の更生支援に関して指導、判定など専門的な援助を行います。

- ◆対象  
身体や18歳以上の知的に障がいのある方とその家族。
- ◆所在地  
葵区城東町24-1(案内図P67)
- ◆開所時間  
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

## こころの健康センター

こころの健康センター ☎ 262-3011 ・ ☎ 262-3060

- ◆所在地: 葵区柚木1014 静岡市急病センター2階
  - ◆開所時間: 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
- こころの健康センターは、こころの健康の保持・増進、精神障がいのある方の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉センターです。精神保健福祉に関する相談(予約制)のほか、以下の事業を行っています。
- ◆うつ病や依存症の方のための回復プログラム
  - ◆こころの健康についての関心と理解を深め、対応力を身につけることを目的とした講座や家族教室など
  - ◆支援者向けの研修など

## 精神保健福祉に係る相談事業

内容	相談日	時間	場所	申し込み
精神科医による精神保健相談	毎月第1火曜日	午後1時30分～3時45分	葵区役所 障害者支援課	221-1589 (予約制)
	毎月第3火曜日		駿河区役所 障害者支援課	287-8690 (予約制)
	毎月第4水曜日	午後2時～4時15分	清水区役所 障害者支援課	354-2168 (予約制)
酒害相談	毎月第4金曜日	午後1時30分～3時45分	静岡市保健所 精神保健福祉課	249-3174 (予約制)
一般精神保健福祉相談(精神科受診、居宅生活支援、就労等)	月曜～金曜日 ※時間は予約時に決定		葵区役所 障害者支援課	221-1589
			駿河区役所 障害者支援課	287-8690
			清水区役所 障害者支援課	354-2168
			清水福祉事務所 蒲原出張所	385-7790
てるてる・ハート(メンタルヘルスに関する電話相談)	月～金	午後1時～4時		262-3033
りんどう相談室(自殺者ご遺族のためのメンタルケア来所相談)	月・水・金	午前中 (予約制)	こころの健康センター	262-3011
精神保健福祉に関する来所相談	月・水・金	午前中 (予約制)		

## 《各福祉事務所 生活支援課》

葵区	☎ 221-1080 ・ ☎ 251-1090
駿河区	☎ 287-8656 ・ ☎ 287-8804
清水区	☎ 354-2205 ・ ☎ 352-9221

## 民生委員・児童委員

静岡市では、現在1,196人の民生委員・児童委員(葵区463人、駿河区315人、清水区418人)がそれぞれの担当地区内の生活困窮者、お年寄り、障がいのある方、母子家庭などのいろいろな福祉の問題について相談に応じています。

## 生活保護

私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護とは、生活に困っている人が、精一杯の努力をしてもなお生活していけないときに、一定の基準に従って健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

## 静岡市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、法に基づく福祉サービスを行う市の福祉事務所と連携しながら各種の福祉事業を行っています。

名称	住所	電話	FAX
本部	葵区 城内町1-1 (静岡市中央福祉センター内)	255-7127	653-0039
葵区地域福祉推進センター	葵区 城東町24-1 (城東保健福祉エリア内)	249-3183	209-0128
駿河区地域福祉推進センター	駿河区 南八幡町3-1 (静岡市地域福祉共生センター内)	280-6150	286-9545
清水区地域福祉推進センター	清水区 宮代町1-1 (はーとびあ清水内)	371-0292	367-2460

- ◆地区社会福祉協議会(地区社協)支援事業  
地域住民が主体となる活動が充実・発展するよう、地区社協の運営や活動への協力、地域課題の情報提供(共有)、新たな取り組みの紹介など、様々な支援に取り組んでいます。
- ◆ボランティア活動推進事業  
ボランティア・市民活動センターを拠点として、ボランティア活動への助言、育成指導、連絡調整、相談業務を行っています。
- ◆総合相談支援事業  
様々な生活上の困りごとや悩みごとについての相談を行っています。
- ◆おもちゃ図書館  
障がいのある子どもも、ない子どもも一緒に楽しく安心して遊んでもらうために、市中央福祉センター内(葵区城内町)、清水社会福祉会館内(清水区宮代町)に開設しています。
- ◆共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)  
毎年10月1日から12月31日まで、地域の福祉向上のために募金活動の実施を支援しています。
- ◆生活福祉資金  
低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯に民生委員・児童委員の相談援助のもと、必要な資金の貸し付けを行います。  
借り入れを希望する方は、各区の地域福祉推進センターにご相談ください。
- ◆日常生活自立支援事業  
市内在住で判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで、日常生活に支障のある方の金銭管理や福祉サービスの利用手続きのお手伝いをします。  
詳しくは、社会福祉協議会 地域福祉推進課 権利擁護係(☎273-8090)へ相談してください。

